

岐阜県公報

号外(一) 平成二十五年 十月三十一日

告示

岐阜県告示第四百九十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により次のとおり特定鳥獣の捕獲等を行うことができる区域を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。

平成二十五年十月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 特定鳥獣の捕獲等を行うことができる区域及び存続期間

区 域	存 続 期 間
内ヶ谷第三休猟区、湯舟沢休猟区、蛭川南部休猟区、見当山休猟区、山吹休猟区、芦倉休猟区及び白草山休猟区の全部	平成二十五年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで
ひるがの休猟区、家谷休猟区、親谷休猟区及び前谷・大日休猟区の全部	平成二十五年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで
芦倉・天狗山休猟区及び西洞休猟区の全部	平成二十五年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

二 捕獲等を行うことができる特定鳥獣の種類

イノシシ及びニホンジカ

岐阜県告示第四百九十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条

目次

告示

特定鳥獣の捕獲等を行うことができる休猟区の区域の指定	（自然環境保全課）	一
鳥獣保護区の存続期間の更新	（同）	一
特別保護地区の指定	（同）	三
休猟区の指定	（同）	三
特定猟具使用禁止区域の指定	（同）	四

第七項の規定により次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十五年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称及び区域

名 称	区 域
下親田鳥獣保護区	加茂郡東白川村大字神土地内の佐広川と東白川村村有林と私 有林の境界である同村大字神土字源藤と同字新築との字界の交 点を起点とし、同所から同字界を北進し同村大字越原と越原国 有林との交点に至り、同所から村有林と国有林との境界である 同村大字越原と同村大字神土との大字界を南東進し標高八八五・ 八メートルに至り、同所から同大字界を南進し同村と加茂郡白 川町との境界に至り、同所から同境界を北西進し三角点一、一 八・二メートル(寒陽気山)を経て県道七二号(恵那蛭川東 白川線)との交点(大多尾峠)に至り、同所から同県道を北東 進し村有林と私有林との境界である同村大字神土字源藤と同字 新築との字界に至り、同所から同字界を北東進し起点に至る線 により囲まれた区域
南山鳥獣保護区	可児郡御嵩町御嵩地内の可児川左岸と町道御嵩一 一八(千 ノ井真多羅線)との交点を起点とし、同所から同町道を南進し 同町と可児市との境界に至り、同所から同境界を西進し町道中 二五三号との交点に至り、同所から同町道を北進し可児川左岸 に至り、同所から同左岸を東進し起点に至る線により囲まれた 区域
御嶽鳥獣保護区	御嶽山の頂上付近の岐阜県側斜面であつて、下呂市小坂町大 字落合地内の落合国有林七九林班及び八 林班(に林小班、ほ 林小班を除く)、高山市朝日町大字胡桃島地内の胡桃島国有林 一四三林班中へ、一四四林班中ろ、は、イ及び八並びに一 二四五林班中ろの各小班、高山市高根町大字日和田地内の千間 樽国有林の一八四林班、一一八五林班並びに一一八六林班中 ろ、イ及び八の各小班的区域
有道鳥獣保護区	高山市久々野町有道字六郎洞三五八番地の一二の市有林と同 三七 番地の八の県有林との境界と市道大坊本谷線との交点を

白川郷合掌造り 民家園鳥獣保護 区	起点とし、同所から私有林と県有林の境界を北進し高山市久々 野町と同市朝日町との境界の山稜線に至り、同境界を南東進し 栃尾山山頂に至り、同所から山稜線を約二五 メートル西南進 し県有林と私有林との境界に至り、同所から同境界を西進し一 二六林班と一二七林班と一二八林班との境界の交点の作業路に 至り、同所から同境界を西進し県有林と私有林の境界に至り、 同所から同境界を北進し大坊本谷に至り、同所から同谷に沿つ て西進し起点に至る線により囲まれた区域
大野郡白川村大字荻町地区の村道荻町鳩谷線に架かる白荻橋 の右岸を起点とし、同所から庄川右岸を南進した後西進し、大 字荻町字寺田地内の寺尾水路橋の右岸に至り、同所から同橋を 北進して鳩谷地内の白山スパー林道との交点に至り、同所か ら同林道を東進し旧白川小学校跡地西端の東西の敷地境界線の 延長線との交点に至り、同所から同延長線と同境界線を東進し て村道荻町鳩谷線との交点に至り、同所から同村道を東進して 起点に至る線に囲まれた区域	

二 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

三 鳥獣保護区の保護に関する指針

名 称	指定区分	指 定 目 的
下親田鳥獣保護区	森林鳥獣生 息地の保護 区	当該地域は、越原国有林に隣接する東白川村村 有林で、飛驒川に注ぐ白川の支流佐広川の源流地 域である。マツ類を始め、広葉樹の種類も豊富な 天然林と、スギ・ヒノキからなる多様な林相と変 化に富む地形は、野生鳥獣の生息と繁殖の場に適 した地域であることから、鳥獣保護区に指定し、 当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。
南山鳥獣保護区	希少鳥獣生 息地の保護 区	当該地域は、生活環境保全林「みたけの森」を 含む落葉樹林等からなる地域であり、希少鳥獣で あるオオカミの生息が確認されていることから、 鳥獣保護区に指定し、希少鳥獣の保護を図る。
御嶽鳥獣保護区	森林鳥獣生 息地の保護 区	当該地域は、広大な亜高山帯針葉樹林など原生 的な自然環境を有し、高山帯から亜高山帯まで標 高、植生の変化に伴い、ニホンカモシカ、ライチョ

有道鳥獣保護区	希少鳥獣生息地の保護区	ウをはじめ、多様な鳥獣が生息していることから鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。
白川郷合掌造り民家園鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地の保護区	当該地域は、針葉樹林からなる地域であり、主にクマタカをはじめとする希少鳥獣の生息が確認されていることから、鳥獣保護区に指定し、これら希少鳥獣の保護を図る。
		当該地域は、落葉広葉樹林などで林相の変化に富む地域であり、ヤマドリ、キジ、ノウサギ、イタチをはじめ多様な鳥獣が生息していることから鳥獣保護区に指定し、生息する鳥獣の保護を図る。

岐阜県告示第四百九十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により次のとおり特別保護地区を指定するので、同条第四項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十五年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 特別保護地区の名称及び区域

名 称	区 域
下親田特別保護地区	加茂郡東白川村大字神土字新築地内の林道寒陽気線と県道恵那蛭川東白川線との交点を起点として、同所から同県道を北東進し字源藤と字新築との字界に至り、同所から同字界を約二五メートル北東進し小谷との交点に至り、同所から同小谷を南進し同林道との交点に至り、同所から同林道を西進し起点に至る線により囲まれた区域

二 存続期間

平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

三 特別保護地区の保護に関する指針

名 称	指定区分	指 定 目 的
下親田特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護区	マツ類や広葉樹が豊富な天然林とスギ・ヒノキからなる人工林が多様な環境を形成する下親田鳥獣保護区の中で、特に多くの鳥類の生息が確認されている渓流付近の区域を特別保護地区に指定し、当該区域に生息するミソサザイ、アトリ、ムササビなどの森林鳥獣の生息環境の保全を図る。

岐阜県告示第四百九十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年十月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 休猟区の名称及び区域

名 称	区 域
芦倉・天狗山休猟区	郡上市白鳥町地内の県道石徹白前谷線と桧峠大日ヶ岳登山道との交点を起点とし、同所から同県道を北西進し白山中居神社を経て朝日添川を東進し天狗山山頂（一、六五八・四メートル）に至り、同所から郡上市と高山市との境界を南進し大日ヶ岳山頂（一、七 八・九メートル）に至り、同所から西進し水後山三角点（一、五五八・五メートル）を経て大日ヶ岳登山道を南進し起点に至る線により囲まれた区域
西洞休猟区	郡上市高鷲町西洞地内の国道一五六号と中村谷との交点を起点とし、同所から同谷を北西進し旧西ノ野林道との交点に至り、同所から同林道を東進し市道下野新線との交点に至り、同所から同市道を西北進し市道西洞ひるがの線に至り、同市道を北進しひ谷との交点（長良川源流碑）に至り、同所から同谷を西北進し白山国立公園との境界に至り、同所から同境界を北進し大日ヶ岳登山道との交点に至り、同所から同登山道を東進し三角

<p>点(一、三五六・三メートル)を経て南東進し同登山道口に至り、同所から約二メートル南西進し林道下ノ叭線に至り、同所から同林道を南東進し市道ぜんまい二号との交点に至り、同所から同市道を南東進し国道一五六号との交点に至り、同所から同国道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>二 存続期間 平成二十五年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで</p>	<p>岐阜県告示第四百九十八号</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により告示する。</p> <p>平成二十五年十月三十一日</p>	<p>岐阜県知事 古田 肇</p>	<p>一 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器</p>	<p>二 特定猟具使用禁止区域の名称及び区域</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="619 185 660 376">名称</th> <th data-bbox="619 376 660 1070">区域</th> </tr> <tr> <td data-bbox="539 185 619 376"> <p>北方町特定猟具使用禁止区域</p> </td> <td data-bbox="344 376 619 1070"> <p>岐阜市と本巣市と本巣郡北方町の交点を起点とし、同所から岐阜市と北方町の境界に沿って南進し岐阜市と瑞穂市と本巣郡北方町の境界の交点に至り、同所より瑞穂市と本巣郡北方町の境界を北西進した後北進、西進し瑞穂市と本巣郡北方町との境界を北進し後東進し系貫川に至り、同所から本巣市と本巣郡北方町との境界を北進し後東進し系貫川に至り、同所より北西進し町道七号線に至り、同所より本巣市と本巣郡北方町の境界を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p> </td> </tr> </table>	名称	区域	<p>北方町特定猟具使用禁止区域</p>	<p>岐阜市と本巣市と本巣郡北方町の交点を起点とし、同所から岐阜市と北方町の境界に沿って南進し岐阜市と瑞穂市と本巣郡北方町の境界の交点に至り、同所より瑞穂市と本巣郡北方町の境界を北西進した後北進、西進し瑞穂市と本巣郡北方町との境界を北進し後東進し系貫川に至り、同所から本巣市と本巣郡北方町との境界を北進し後東進し系貫川に至り、同所より北西進し町道七号線に至り、同所より本巣市と本巣郡北方町の境界を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>樫野特定猟具使用禁止区域</p>	<p>山県市大字大桑地内の市道(高)四一五四号線と市道(高)五三九 一号線との交点を起点とし、同所から市道(高)四一五四号線を北西進し市道(高)五九六号線との交点に至り、同所から同市道を北東進し高富ゴルフカントリークラブの一部を経て同市大字大桑字樫野と同字東市洞とを分ける稜線に至り、</p>
名称	区域												
<p>北方町特定猟具使用禁止区域</p>	<p>岐阜市と本巣市と本巣郡北方町の交点を起点とし、同所から岐阜市と北方町の境界に沿って南進し岐阜市と瑞穂市と本巣郡北方町の境界の交点に至り、同所より瑞穂市と本巣郡北方町の境界を北西進した後北進、西進し瑞穂市と本巣郡北方町との境界を北進し後東進し系貫川に至り、同所から本巣市と本巣郡北方町との境界を北進し後東進し系貫川に至り、同所より北西進し町道七号線に至り、同所より本巣市と本巣郡北方町の境界を東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>												
<p>伊自良特定猟具使用禁止区域</p>	<p>同所から同稜線を北進し同字樫野と同市大字青波字径道との境界に至り、同所から同境界を北東進し古城山(三角点四・五メートル)を経て南東進し同市大字大桑字樫野と同字栢野とを分ける稜線に至り、同所から同稜線を南西進し市道(高)五三九 一号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>平井特定猟具使用禁止区域</p>	<p>山県市大字小倉字四日市沖の県道関本巢線と県道岐阜美山線の交点を起点とし、同所から県道関本巢線を東進し市道(伊)七八号線との交点に至り、同所から同市道を北進した後西進し県道岐阜美山線との交点に至り、同所から同県道を北進し県道伊自良高富線との交点に至り、同所から同県道を北進し同字平井と同字掛の境界に至り、同所から同境界を南西進し同字松尾との字界に至り、同所から同字掛と同字松尾の境界を南東進し市道(伊)六一号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道(伊)七二号線との交点に至り、同所から同市道を南進し市道(伊)七一七号線との交点に至り、同所から同市道を南進し岐阜市との境界に至り、同所から同境界を南東進し県道関本巢線に至り、同所から同県道を東進し起点に至る線により囲まれた区域(伊自良川鳥獣保護区の区域を除く。)</p>	<p>若人の丘特定猟具使用禁止区域</p>	<p>大垣市上石津町大字牧田地内の県道牧田関ヶ原線に架かる藤古川東端を起点とし、同所から同県道を南西進した後北西進し、大垣市上石津町と不破郡関ヶ原町との境界を経て東海自然歩道との交点に至り、同所から同自然歩道を南東進した後北進し、松尾山三角点(二九三・一メートル)に至り、同所から同自然歩道を東進した後北進し、黒血川を経て藤古川を左岸に至り、同所から同川左岸を東進し関ヶ原町と大垣市上石津町との境界を経て南進し起点に至る線により囲まれた区域</p> <p>土岐市泉町地内の国道一九号と国道二二号との交点を起点とし、同所から同国道を北進し同市と可児郡御嵩町との境界に至り、同所から同境界を北東進し同市と瑞浪市との境界に至り、同所から同境界を南東進し通称釜洞に至り、同所から同洞を南東進し西洞池東側を経て市道八二九 九号に至り、同所から同市道を南進し市道八二九 九号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道八一四六号との交点に至り、同所から同市道を南進し市道八二四八号との交点に至り、同所から同市道を西進し国道一九号との交点に至り、同所から同国道を西進し起点に至る線により囲まれた区域</p>								

<p>中川原キャンプ場特定猟具使用禁止区域</p>	<p>蛭川西特定猟具使用禁止区域</p>	<p>中野方特定猟具使用禁止区域</p>	<p>中垣外特定猟具使用禁止区域</p>
<p>下呂市小坂町大島地内のJR高山線の飛驒川に架かる鉄橋の左岸詰めを起点とし、同所から飛驒川左岸に沿って南進し飛驒川と小坂川の合流点に至り、同所から小坂川右岸に沿って東進</p>	<p>中津川市蛭川字矢柱地内の市道鳩吹矢柱線に架かる猿飛橋西端を起点とし、同市道を西進し市道柵田奈良井線との交点に至り、同所から市道柵田奈良井線を南西進し市道蛭川一九号線との交点に至り、同所から市道蛭川一九号線を南西進した後北西進し県道中野方苗木線との交点に至り、同所から同県道を東進し和田川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を南東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>恵那市中野方町地内にある中野方町四三三号線と中野方川との交点に架かる橋場橋を起点とし、同所から中野方川左岸を上流に北東進し同町馬越地内を経て同町笹葉地内の中野方浄水場に至り、同所から中野方浄水場東側の沢を六メートル東南進し同所から一二メートル南西進し中野方町三三五号線に至り、同所から同道路を南西進し宇塚谷との交点に至り、同所から同谷を北西進し市道町切松林線との交点に至り、同所から同市道を南西進し、同所から同市道を西進し同市字荷付場と同市字宇塚の字界との交点に至り、同所から同字界を二メートル南進し同所から真西に向かつて進み、中野方町四八号線との交点に至り、同所から同市道を南西進し中野方町五五号線との交点に至り、同所から同市道を北西進し中野方町五四号線との交点に至り、同所から同市道を北西進し中野方町四三三号線との交点に至り、同所から北進し起点に至る線により囲まれた区域</p>	<p>中津川市茄子川地内の中央自動車道と東野築川との交点を起点とし、同所から同川を東南進し同川から坂本二三五号線へ向かう稜線との交点に至り、同所から稜線を南西進し坂本二三五号線の終点に至り、同所から坂本二三五号線を南西進し源根林道に至り、同所から同林道を南進し源根(二号)林道に至り、同林道を南西進し同林道の終点に至り、同所からユウグリーン中津川ゴルフ倶楽部の境界を西進した後北東進し津戸井川に至り、同川を北西進し津戸井中垣外線に至り、同所から津戸井中垣外線を北東進し中央自動車道に至り、同所から同自動車道を北東進し起点に至る線により囲まれた区域</p>
<p>三 存続期間</p>			
<p>平成二十五年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで</p> <p>し朝六橋に至り、同所から同鉄橋を経て小坂川右岸に至り、同所から同川左岸に沿って西進し飛驒川に架かるきこり大橋左岸詰めに至り、同所から飛驒川左岸に沿って南進し小坂町東上田ダムに至り、同所から同ダムを経て飛驒川右岸に至り、同所から同所右岸に沿って北進しJR高山本線鉄橋左岸詰めに至り、同所から同鉄橋を経て起点に至る線に囲まれた区域</p>			

平成二十五年十月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社